○文部科学省令第十三号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

文部科学大臣　永岡　桂子

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
（本省及び各外局別の定員）			
第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			
区分	定員	備考	
本省	一、七五二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
スポーツ庁	一一〇人		
文化庁	三〇〇人		
合計	二、一六二人		

改正前			
（本省及び各外局別の定員）			
第一条　文部科学省の本省及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。			
区分	定員	備考	
本省	一、七四六人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。	
スポーツ庁	一一一人		
文化庁	二九七人		
合計	二、一五四人		

附　則

1　この省令は、令和五年四月一日から施行する。

2　改正後の文部科学省定員規則第一条の規定にかかわらず、文部科学省の本省の定員は、令和五年九月三十日までの間においては、一、七六八人（うち、一人は、特別職の職員の定員とする。）とする。

○文部科学省令第十四号

文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）及び文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）を実施するため、文部科学省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十日

文部科学大臣　永岡　桂子

文部科学省組織規則の一部を改正する省令

文部科学省組織規則（平成十三年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（財務分析評価企画官、予算企画調整官、政府調達専門官、会計リスクマネジメント専門官、国有財産調査官及び合同庁舎管理専門官）	（財務分析評価企画官、予算企画調整官、政府調達専門官、国有財産調査官及び合同庁舎管理専門官）
第七条　会計課に、財務分析評価企画官一人、予算企画調整官二人並びに政府調達専門官、会計リスクマネジメント専門官、国有財産調査官及び合同庁舎管理専門官それぞれ一人を置く。	**第七条**　会計課に、財務分析評価企画官一人、予算企画調整官二人並びに政府調達専門官、国有財産調査官及び合同庁舎管理専門官それぞれ一人を置く。
2～4　［略］	2～4　［同上］
5　会計リスクマネジメント専門官は、命を受けて、契約の手続及び履行における情報セキュリティに係るリスク管理に関する専門的事項についての調査、指導及び助言に当たる。	［項を加える。］
6・7　［略］	5・6　［同上］
（教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官）	（教員免許企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官）
第十七条　教育人材政策課に、教員免許・研修企画室及び教員養成企画専門官一人を置く。	**第十七条**　教育人材政策課に、教員免許・研修企画室並びに教員養成企画専門官、教員育成指標専門官及び教員研修推進専門官それぞれ一人を置く。
2　教員免許・研修企画室は、教育職員の免許及び研修に関する事務をつかさどる。	2　教員免許企画室は、教育職員の免許に関する事務をつかさどる。